

広島県省エネ活動促進補助金 平成 31 年度募集要領

広島県省エネ活動促進補助金は、県及び中国電力グループで構成する「ひろしま再生可能エネルギー推進有限責任事業組合」が設置・運営するメガソーラー発電所の売電収益を活用した補助金です。団体等が新たに行う、地域や家庭における節電等を中心とした省エネルギー活動（以下「省エネ活動」という。）で、補助期間終了後、自主的、持続的な活動実施が見込まれる事業を募集します。

【注意】

この募集は、平成 31 年度予算が成立することを前提とした募集内容になっています。募集開始時点では平成 31 年度予算は成立していません。今後の状況により、この募集内容が変更となる可能性があることをご了承ください。

1 目的

地域や家庭における省エネルギー（節電等）に資する新たな取組の促進を図り、地域や家庭での省エネルギー（節電等）を推進することを目的とします。

2 補助対象者

県内の市町及び団体（学校、地球温暖化対策地域協議会、公衆衛生推進協議会、自治会等の地域活動団体等。共同実施も含む。）

3 補助対象事業

前記 2 の団体等が地域で行う新たな省エネ活動※であって、補助期間終了後、自主的、持続的な活動実施が見込まれるもので、次に掲げるものとします。

※活動の内容及び対象については、新たな広がりのある事業も含まれる。

- (1) 広範な県民の参加を得て行われる省エネルギーに関する普及啓発事業
- (2) 節電等の推進に資する調査研究

4 補助対象経費

補助対象事業を行うために必要と認められる経費

別紙 （別表第 2 広島県省エネ活動促進補助金交付要綱 別表第 1, 第 2（第 4 条））

5 補助率 10/10

6 補助上限額 50万円/年 ※1,000円未満に端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

7 対象となる活動の実施期間

平成31年度から平成33年度までの、最長3年間。

(補助金の交付申請手続きは毎年度必要。)

《事業期間》

| 計画年度 | 事業期間 |
|--------|----------------------------|
| 平成31年度 | 平成31年度の交付決定日から平成32年3月31日まで |
| 平成32年度 | 平成32年度の交付決定日から平成33年3月31日まで |
| 平成33年度 | 平成33年度の交付決定日から平成34年3月31日まで |

8 提出書類

提出書類は、次に掲げるものについて、各1部を提出してください。

① 省エネ活動促進補助金交付提案書(様式第1号)

② 定款またはそれに準ずるもの

※団体の取組に係る新聞記事、写真等がありましたら、添付してください。

9 提出方法及び受付期間

(1) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は8:30~17:15までにお越しください(土日祝日、12:00~13:00を除く。)

(2) 受付期間

平成31年2月20日(水)から平成31年3月20日(水)まで【必着】

10 事前相談について

次の期間に事前相談を受け付けます。

来庁される方は、訪問日時を予約してお越しください。

原則平成31年2月20日(水)から平成31年3月15日(金)まで

11 提出先及び問合せ先

郵便番号：730-8511

住所：広島市中区基町10-52

広島県環境県民局環境政策課 環境活動推進グループ

電話：082-513-2952

FAX：082-227-4815

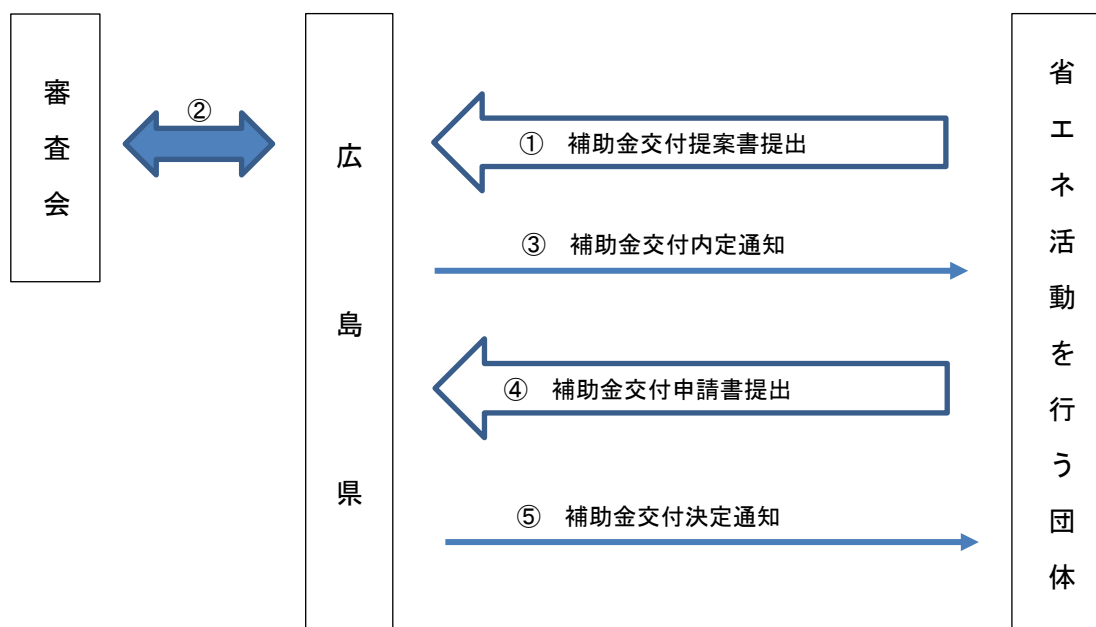
E-mail：kankansei@pref.hiroshima.lg.jp

1 2 審査基準

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 目的 | ・省エネルギー（節電等に寄与する）取組か。 |
| 事業内容 | ・新たな取組（内容又は対象者）か。 ・課題解決に向けた取組か。 |
| 省エネの効果 | ・事業の目標が明確になっているか。 ・事業効果の目標値は妥当か。 |
| 地域普及性 | ・他の地域への普及が見込まれる事業か。 ・外部への積極的な情報発信を行っているか。 |
| 事業の確実性 | ・事業の内容や規模，経費の積算・使途は適切か。 ・適正な事業執行に向けた体制づくりであるか。 |
| 事業の継続性 | ・補助期間終了後の継続的な活動実施計画があるか。 ・取組や方向性は妥当か。 |

1 3 採択・決定

- (1) 外部委員で構成する審査会の評価に基づき，県が決定します。
- (2) 決定した事業について，実施方法，額等について条件を付す場合があります。
- (3) 県の判断により，一部減額の上で，決定となる場合があります。



1 4 補助事業実施状況報告及び実績報告

- (1) 毎年10月末日までに，補助事業実施状況報告書（様式第6号）を提出していただきます。
- (2) 毎年度の事業事業終了後20日以内または4月5日のいずれか早い日に補助事業実績報告書（様式第7号）を提出していただきます。

15 情報公開

応募の状況、審査結果、事業報告等の概要を、県のホームページ等により広く紹介させていただきます。

16 その他

- (1) 提出いただいた書類等は、返却いたしません。
- (2) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合、その他申請者及び関係者に不法又は不正な行為があった場合、申請を無効とします。
- (4) 事前相談を受け、受理した提案書は審査会を経て県が交付を決定します。全て採択される訳ではありませんので、ご了承ください。

別表第1(第4条)

| 経費項目 | 補助対象経費 | | 備考 |
|--------------------------|--------|--|---|
| 謝金 ・ 賃金 ・ 旅費 | 謝金 | 外部の講師に対する事業協力の謝金 | ・事業協力1回当たりにつき、2万円を限度(上限)とする。 |
| | 賃金 | 団体等構成員以外に対する賃金 | ・事業協力1回当たりにつき、7,150円を限度(上限)とする。 |
| | 旅費 | ① 外部の講師が事業会場までに要する交通費に相当する経費 ② 団体の構成員が事業に要する交通費に相当する経費 ③ 団体の構成員が外部の講師・指導者等との打ち合わせのために打ち合わせ場所までに要する交通費に相当する経費 | ・新幹線(60キロメートル以上)の指定席料金(グリーン車を除く。) ・公共交通機関の旅費 ・航空運賃は個別に協議することができる。 |
| 事業費 | 需用費 | ① 事業で使用するの教材費 ② 事業を行うに当たり、必要な物品等購入費 ③ 事業を行うに当たり、必要なチラシ・ポスターの作成に要する経費 ④ 事業を行うに当たり、千円以内の必要な啓発教材費 ⑤ 団体が所有し、継続的に持回り使用する5万円以内の教材費 | ・啓発教材費のうち、講座で参加者が作成する教材費のみ千円を超えた場合は、個別に協議することができる。 ・団体が所有し、継続的に持回り使用する教材費は個別に必要性を判断する。 |
| | 食糧費 | ① エコクッキングに利用する材料の購入に要する経費 | |
| | 役務費 | ① 事業に関する通信・通話代に要する経費 ② 事業に関する団体構成員、参加者等の損害保険料に要する経費 ③ 事業に関する手数料等に要する経費 | |
| | 使賃料 | ① 会場及び付帯設備の借上げ経費 ② 事業当日に利用する機材のリース料 ③ バスの借上げ料 ④ 事業(省エネ学習等)に関する施設の入場料 ⑤ 事業会場までの資材等の運搬に要する経費(団体構成員の自家用車等で運搬した場合には有料道路通行料のみ) ⑥ 事業の支払に係る手数料 | |

別表第2（第4条）

| 経費項目 | | 補助対象経費 | 備考 |
|------|-----|---|---|
| 事業費 | 需用費 | ① 10万円を超えない原材料費 ・製造の場合・製造原価 ・購入の場合・購入価格 ・在庫品の場合・庫出日における社内標準単価に使用量を乗じて得た額 | ・使用されている原材料費に限る。 （原材料については、受払簿の整備を行い、使用した原材料費が分かるようにすること。） |